

資料1 基本計画への対応について

四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。

第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画(令和2年6月閣議決定)」

経緯

「平成2年の商法改正(株式会社の最低資本金が35万円から1千万へ)により、資本金1,000万円から2,000万円までの階層の母集団構造が変化し「振れ」が増加、売上高で細分化して層化抽出を行うことで「振れ」を縮小できる可能性がある。」

(平成21年7月企画部会委員意見)



第Ⅰ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)に記載



「売上高で細分化して層化抽出を行うためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要がある。しかしながら、法人企業統計調査で現在使用している母集団名簿には、売上高に関する情報は含まれていない。このため、今後、事業所母集団データベースの整備状況を踏まえつつ、検討を行うこととしたい。」(施行状況報告)

資料1 基本計画への対応について

審議状況

他の階層と比較して特に精度上の問題はないことから、～中略～次期(第IV期)基本計画に記載する必要性は乏しいのではないかと見られる。

令和4年9月 企画部会 次期基本計画に関する基本的な考え方 抜粋
(総務省政策統括官室)

(参考) 売上高 標準誤差率(%)

資本金\調査期	2021年度				平均
	4 - 6	7 - 9	10 - 12	1 - 3	
1千万円以上2千万円未満	6.5	7.4	6.5	5.9	6.6
2千万円以上5千万円未満	5.2	5.3	4.9	5.2	5.2
5千万円以上1億円未満	8.9	8.4	6.9	7.7	8.0
1億円以上5億円未満	3.6	3.8	3.6	3.4	3.6

$$\text{標準誤差} = \left\{ N^2 \frac{n-1}{n} \sum_{i=1}^n (y_i - \bar{y})^2 \right\}^{1/2}, \quad \text{標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{N\bar{y}}$$

N : 母集団法人数

y_i : 第*i*標本の計数值

n : 標本法人数

$$\text{標本平均} = \frac{1}{n} \sum_{i=1}^n y_i$$